

## 平成30年度適正化事業報告

### 1. 事業概況

軽井沢スキーバス事故から3年が経過しました。あのような悲惨な事故を二度と起こさせてはならないとの強い思いのもと「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

この対策では、監査・処分の強化をはじめ、様々な再発防止策を講じることとしていますが、その一つに「民間指定機関による適正化事業の活用」が出され、道路運送法を改正して民間指定機関を組織することとなり、平成29年4月に「北陸信越貸切バス適正化センター」を設立し、同年8月から巡回指導を開始しました。

平成29年度に実施した巡回指導件数は、8月からの実施ということで45件でした。平成30年度につきましては、適正化センターが直接行う巡回指導目標件数を68件として巡回指導業務を中心に実施し、安全、安心な貸切バスの運行の実現に向けた役割を果たすべく取り組んできました。

### 2. 巡回指導の実施状況

#### (1) 巡回指導の実施

巡回指導は、悪質事業者の国への通報及び事業者の法令遵守状況の継続的な確認を通じて、国の監査機能を補完し業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し、業界全体の安全意識を向上させることを目的としており、当センターにおいても、運輸局、運輸支局、各県バス協会と緊密な連携を図り、巡回指導活動に必要な情報を収集して、適正化事業の効率的な運営に努めてきました。

平成30年度においては、バス協会未加入事業者106営業所（平成30年2月1日現在）のうち、昨年度実施できなかった営業所を優先して巡回する計画に基づき実施してきました。

これにより、平成30年度においては68件の巡回指導を実施していますが、バス協会未加入事業者が大幅に減少し90営業所（平成31年2月1日現在）となったこともあり、二回目の巡回指導実施が多い状況となったものの、当初の計画通り巡回指導を完了しております。

また、バス協会加入事業者の249営業所（平成31年2月1日現在）につきましては、当センターと各県バス協会との間で業務委託契約を締結し、巡回指導業務の委託により実施し、バス協会実施分68件と目標数を達成しております。

なお、平成31年3月末までの巡回指導実施状況は次表のとおりとなっております。

① 全体の実績（平成30年4月～31年3月）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計
実施件数	10(8)	6(2)	11(4)	11(5)	9(3)	14(5)	61(27)
センター実施分	8(6)	4(1)	8(3)	8(3)	4(1)	8(3)	40(17)
バス協会委託分	2(2)	2(1)	3(1)	3(2)	5(2)	6(2)	21(10)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期合計
実施件数	12(3)	18(11)	8(1)	13(7)	16(5)	8(3)	136(57)
センター実施分	6(1)	8(6)	4(0)	2(1)	4(1)	4(0)	68(26)
バス協会委託分	6(2)	10(5)	4(1)	11(6)	12(4)	4(3)	68(31)

注：カッコ内は内数で、改善要請のあった事業者数を示す。

② 県別の（センター・バス協会）実績（平成30年4月～31年3月）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計
新潟	2(2)	0	5(1)	2(2)	0	3(3)	12(8)
長野	4(0)	2(2)	6(2)	5(1)	8(4)	8(0)	33(9)
富山	0	0	0	1(0)	0	0	1(0)
石川	4(0)	4(0)	0	3(0)	1(1)	3(3)	15(4)
合計	10(2)	6(2)	11(3)	11(3)	9(5)	14(6)	61(21)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全期合計
新潟	4(2)	3(3)	2(2)	2(0)	4(4)	5(4)	32(23)
長野	7(3)	12(4)	2(2)	2(2)	6(2)	2(0)	64(22)
富山	0	0	1(0)	6(6)	3(3)	1(0)	12(9)
石川	1(1)	3(3)	3(0)	3(3)	3(3)	0	28(14)
合計	12(6)	18(10)	8(4)	13(11)	16(12)	8(4)	136(68)

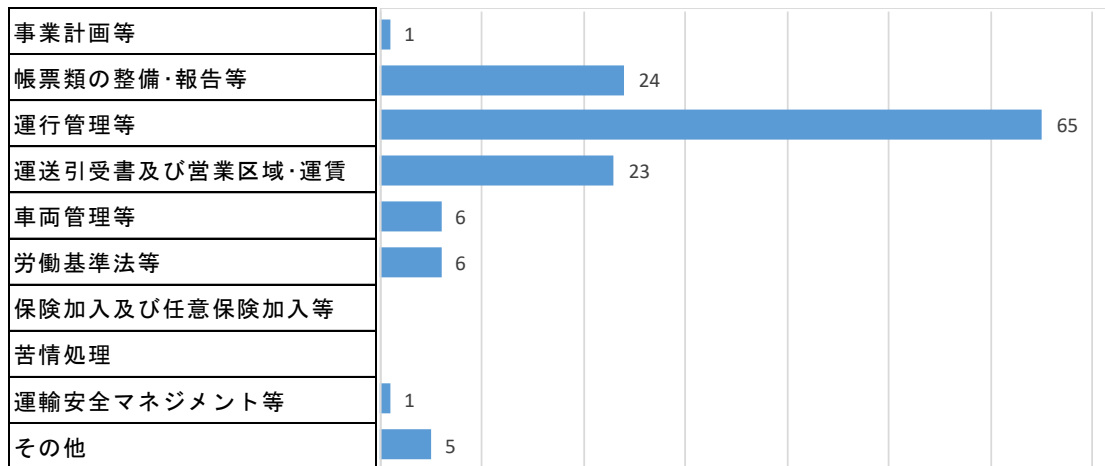
注：カッコ内は内数で、各県バス協会の実施件数を示す。

③ 改善要請を行った項目等（平成30年4月～平成31年3月末までの実績）

(ア) 運輸局への速報件数（悪質な法令違反を確認したもの） なし

(イ) 改善要請のあった事業者：57者 無かった事業者：79者

(ウ) 指導項目別指摘件数



#### ④ 改善要請の多い項目

##### (ア) 運行管理等

- ・ 特定運転者に対し特別な指導を行っていない 14件
- ・ 運転者に対する指導監督の実施、記録、保存 14件
- ・ 点呼の実施及び記録、保存 11件

##### (イ) 帳票類の整備・報告等

- ・ 乗務員台帳の作成、保存 23件

##### (ウ) 運送引受書及び営業区域・運賃

- ・ 運送引受書の作成・交付・保存 21件

#### (2) 改善の指導

巡回指導を実施後、悪質な法令違反を確認した事業者については、直ちに国に報告することが必要ですが、平成30年度においては、悪質な法令違反を確認した事業者はありませんでした。他方、軽微な法令違反を含め、法令に違反するとして改善要請をした件数は57者あり、こうした事業者に対しては、法令を遵守し是正することが必要であることを理解させたうえで、適切に改善指導（報告）を行いました。

しかしながら「改善が図られない事業者が1者」及び「改善報告が未提出の事業者が2者」が認められたため、行政への報告を行い、その後に行政監査が実施されております。こうした行政との連携のもとで、事故防止対策の徹底に取り組んできました。

#### 3. 利用者からの苦情処理等について

貸切バスを利用するなどした方から寄せられた苦情・要望はありませんでした。

#### 4. 適正化事業等の実施状況

30. 3. 12 平成30年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、  
収支予算及び資金計画について北陸信越運輸局長の認可
30. 3. 12 平成30年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業の負担金の額及び  
徴収方法について北陸信越運輸局長の認可
30. 4. 11~13 巡回指導実施4者（長野県南牧村、小海町、軽井沢町、東御市）
30. 4. 24~26 巡回指導実施4者（石川県白山市、加賀市2、かほく市）
30. 5. 7 北陸信越運輸局及び管内バス協会専務理事との3者打合せ会議
30. 5. 15~17 巡回指導実施4者（石川県七尾市、輪島市、志賀町、羽咋市）  
（注）下線付きの地区事業者にあつては、二回目の巡回を示す（以下、同じ）
30. 5. 18 北陸信越運輸局旅客課との打合せ会議①
30. 5. 23 北陸信越運輸局監理室・旅客課との打合せ会議②
30. 6. 4 負担金未納事業者の現地調査（長野県安曇野市～茅野市）
30. 6. 5~7 巡回指導実施4者（長野県王滝村、駒ヶ根市、箕輪町、松本市）
30. 6. 18 北陸信越運輸局監理室・旅客課との打合せ会議③
30. 6. 19~21 巡回指導実施4者（新潟県湯沢町、南魚沼市2、魚沼市）
30. 6. 29 平成30年度第1回理事会・第2回定時社員総会  
（於ける：北陸信越運輸局）
1. 平成29年度事業報告
  2. 平成29年度収支決算報告（貸借対照表及び損益計算書）
  3. 平成30年度事業計画（案）
  4. 平成30年度収支予算（案）
  5. 平成30年度貸切バス事業者の負担金の額等
  6. 諸規程の制定及び改正（案）
  7. 理事の退任に伴う役員の補選（案）
  8. 平成33年度の体制整備完了（案）
  9. 平成31年度からの一元化について（再提示）
30. 7. 11~13 巡回指導実施4者（富山県黒部市、石川県金沢市2、小松市）
30. 7. 17 北陸信越運輸局監理室・旅客課との打合せ会議④
30. 7. 24~26 巡回指導実施4者（長野県茅野市、塩尻市2、松本市）
30. 8. 7 役員の変更登記
30. 8. 21~23 巡回指導実施4者（長野県野沢温泉村、山ノ内町、山ノ内町2）
30. 8. 24 北陸信越バス協会役員会に出席（長野市）

- 30. 8. 31 北陸信越運輸局旅客課との打合せ会議⑤
- 30. 9. 4～6 巡回指導実施 4 者（長野県小谷村、安曇野市 2、松本市）
- 30. 9. 14 北陸信越運輸局監理室・旅客課との打合せ会議⑥
- 30. 9. 19～21 巡回指導実施 4 者（長野県信濃町、長野市、小川村、千曲市）
- 30. 10. 3 北陸信越運輸局及び管内バス協会専務理事との 3 者打合せ会議
- 30. 10. 4～5 巡回指導実施 2 者（新潟県佐渡市 2）
- 30. 10. 10 北陸信越運輸局旅客課との打合せ会議⑦
- 30. 10. 16～18 巡回指導実施 4 者（長野県佐久市、上田市 2、安曇野市）
- 30. 10. 19 北陸信越運輸局監理室・旅客課との打合せ会議⑧
- 30. 10. 22 一般貸切旅客自動車運送適正化機関の一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事する役員の選任及び解任について北陸信越運輸局長の認可
- 30. 11. 6～8 巡回指導実施 4 者（長野県飯綱町、千曲市、千曲市、飯山市）
- 30. 11. 9 富山・石川県バス協会及び北陸信越運輸局との打合せ会議
- 30. 11. 13～15 巡回指導実施 4 者（長野県岡谷市、松本市、安曇野市、松川村）
- 30. 11. 16 北陸信越運輸局監理室との打合せ会議⑨

**30. 11. 26 平成 30 年度第 2 回理事会（臨時）（於ける：北陸信越運輸局）**

1. 平成 31 年度からの巡回指導の一元化について（負担金の算出方法等）

※理事会承認を受けて以降の北陸信越運輸局からの事業者説明会に出席

- 30. 12. 4 富山県バス協会会員事業者説明
- 30. 12. 7 長野県バス協会会員事業者説明
- 30. 12. 18 新潟県バス協会会員事業者説明
- 30. 12. 25 石川県バス協会会員事業者説明
- 30. 12. 11～13 巡回指導実施 4 者（石川県小松市、金沢市 2、富山県射水市）
- 30. 12. 21 北陸信越運輸局監理室との打合せ会議⑩
- 31. 1. 22 北陸信越運輸局監理室との打合せ会議⑪
- 31. 1. 24～25 全国貸切バス適正化機関連絡会議（於ける：国土交通省）
- 31. 1. 29～30 巡回指導実施 2 者（新潟県長岡市、南魚沼市）

**31. 2. 18 平成 30 年度第 3 回理事会（於ける：北陸信越運輸局）**

1. 平成 30 年度事業報告
2. 平成 30 年度収支報告
3. 平成 31 年度事業計画（案）
4. 平成 31 年度収支予算（案）
5. 貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法（案）
6. その他（短時間勤務職員取扱内規（案））

31. 2. 18      平成30年度第1回諮問委員会（於ける：北陸信越運輸局）
1. 平成30年度事業報告（報告）
  2. 平成30年度収支報告（報告）
  3. 平成31年度事業計画（案）
  4. 平成31年度収支予算（案）
  5. 貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法（案）
31. 2. 22      北陸信越運輸局監理室との打合せ会議⑫
31. 2. 26～28   巡回指導実施4者（長野県飯田市、高森町、岡谷市、松本市）
31. 3. 6        北陸信越運輸局自動車交通部との連絡拡大会議⑬
31. 3. 7        平成31年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、  
収支予算及び資金計画について北陸信越運輸局長の認可
31. 3. 7        平成31年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業の負担金の額及び  
徴収方法について北陸信越運輸局長の認可
31. 3. 13～14   巡回指導実施2者（新潟県糸魚川市、富山県南砺市）
31. 3. 19～20   巡回指導実施2者（長野県大町市、長野市）
31. 3. 25        北陸信越運輸局監理室との打合せ会議⑭